

令和5年度 第2回 兵庫県都市計画審議会

第4号議案

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(姫路市飾磨区中島)

審議のポイント

■ 建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。



施設の永続性の観点から、公共団体の設置施設については原則的に都市計画においてその位置を決定することとしているが、民間施設については、建築基準法第51条ただし書許可が適当と考えている。

■ 都市計画上における支障の有無

・都市計画の観点から敷地の位置が適正であるか。

(都市計画マスタープラン及び用途地域等との整合が図られているか、周辺環境への影響について適切な措置が講じられているかなど)

姫路市の位置



廃棄物処理施設の概要

○敷地の位置 所在地 姫路市飾磨区中島字宝来3059番19、3064番1、3064番2
敷地面積 約9,400m²
地域地区 工業専用地域（容積率:200% 建蔽率:60%）

○事業者 株式会社アール・ビー・エヌ 代表取締役社長 吉田 啓二（姫路市飾磨区）

○事業目的 家電リサイクル法に基づく家電4品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン）の適正処理及び有用金属などの再生利用を促進させることを目的とした使用済家電製品リサイクルプラントを設置するもの。

○今回計画 平成12年に51条許可を受け設置された、産業廃棄物処理施設の老朽化に伴い、機器の更新を隣接の既存工場敷地において行うもの。

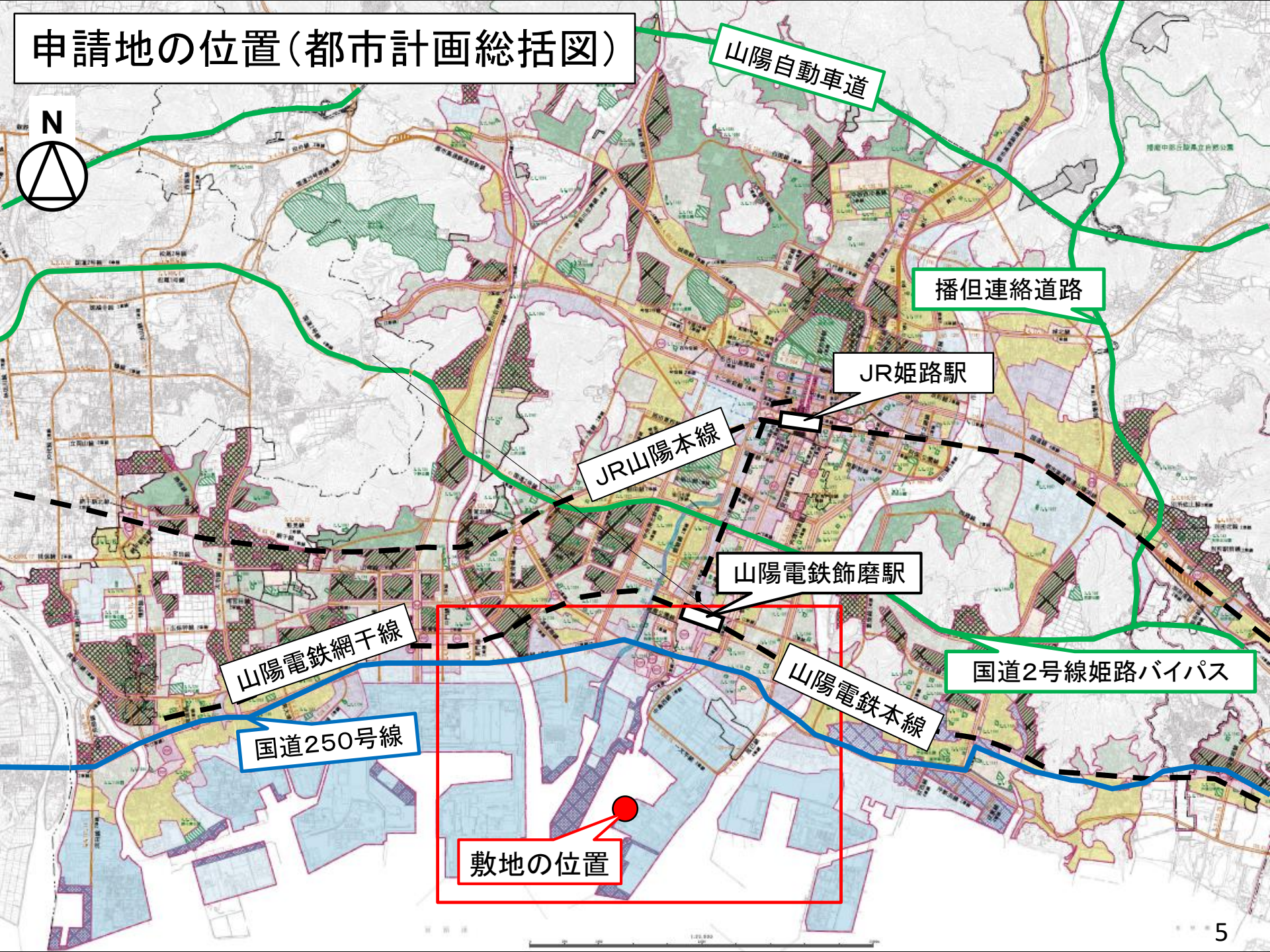
○産業廃棄物処理施設 許可対象（一般廃棄物処理を兼ねる）

処理施設	処理品目	設置機器の処理能力	政令で定める許可が必要な規模	許可の要否
破砕施設①	廃プラスチック類 ※	169.38 t/日		
破砕施設②	廃プラスチック類 ※	4.86 t/日		
破砕施設	廃プラスチック類 ※	合計 174.24 t/日	6t/日超	必要
破砕施設①	金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ※	169.38 t/日	（許可対象外）	不要

※処理品目は石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く

○施設の稼働時間 8時～26時（18時間）

申請地の位置(都市計画総括図)



敷地の位置

山陽自動車道

播但連絡道路

JR姫路駅

JR山陽本線

山陽電鉄飾磨駅

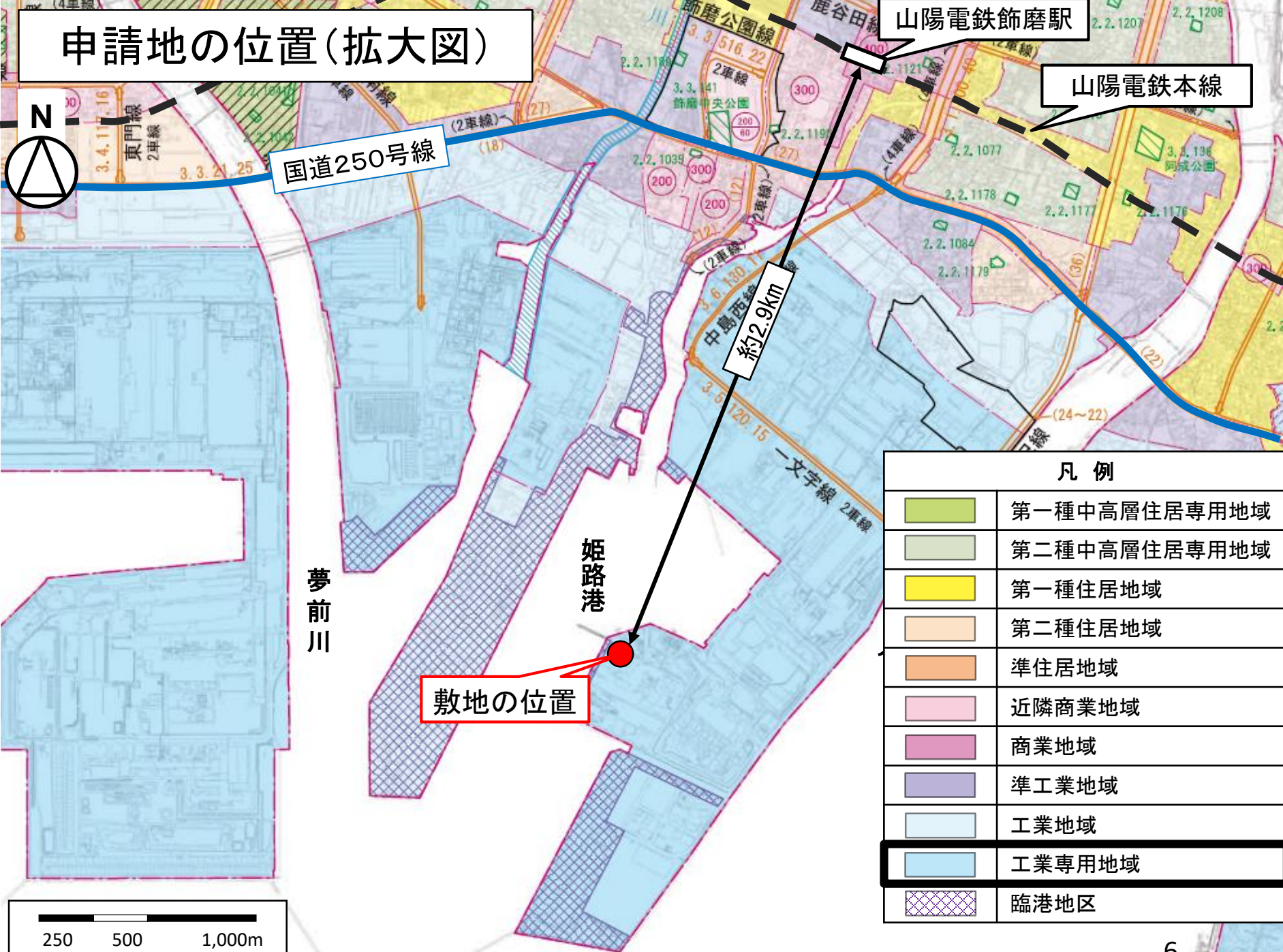
山陽電鉄網干線

国道250号線

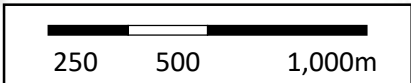
山陽電鉄本線

国道2号線姫路バイパス

申請地の位置(拡大図)



凡例	
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	臨港地区



周辺航空写真



最寄りの住居

約1km

姫路港

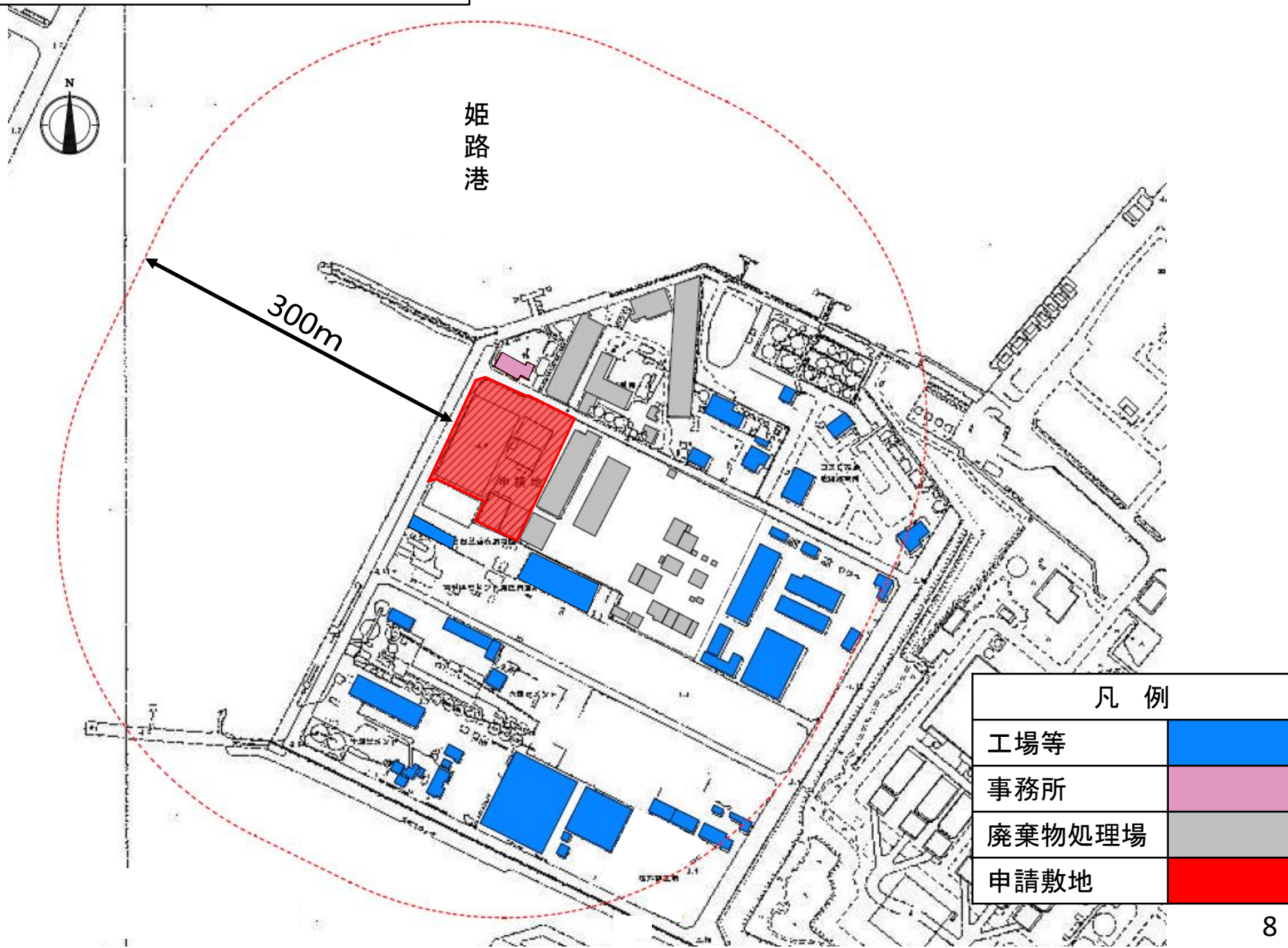
敷地の位置

関西電力(株)
姫路第一発電所

飾磨区中島

市川

周辺建物用途別現況図



姫路市都市計画マスタープラン

凡		例	
土地 利 用		都 市 施 設	
	工業地		幹線道路（環状）
	拠点商業業務地		幹線道路（放射）
	商業業務地		幹線道路（その他）
	一般住宅地		自動車専用道路
	専用住宅地		補助幹線道路
	農地・集落地		歴史街道軸
	山地・丘陵		J R 線
			山陽電鉄
			主要公園・緑地・墓園
			一級・二級河川
			水辺
			自転車レーン等整備路線



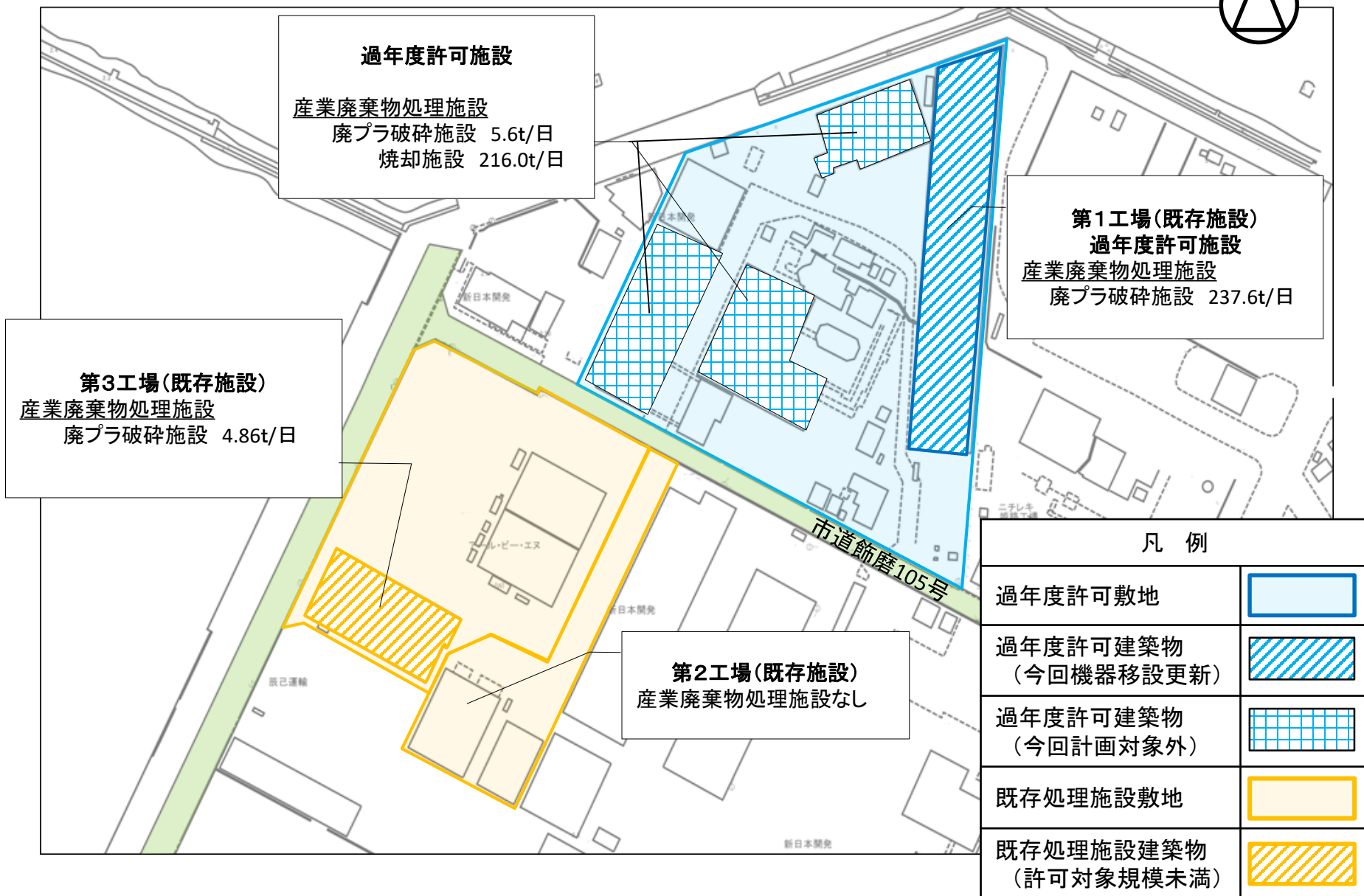
【飾磨ブロック】

地域づくりの方針の土地利用

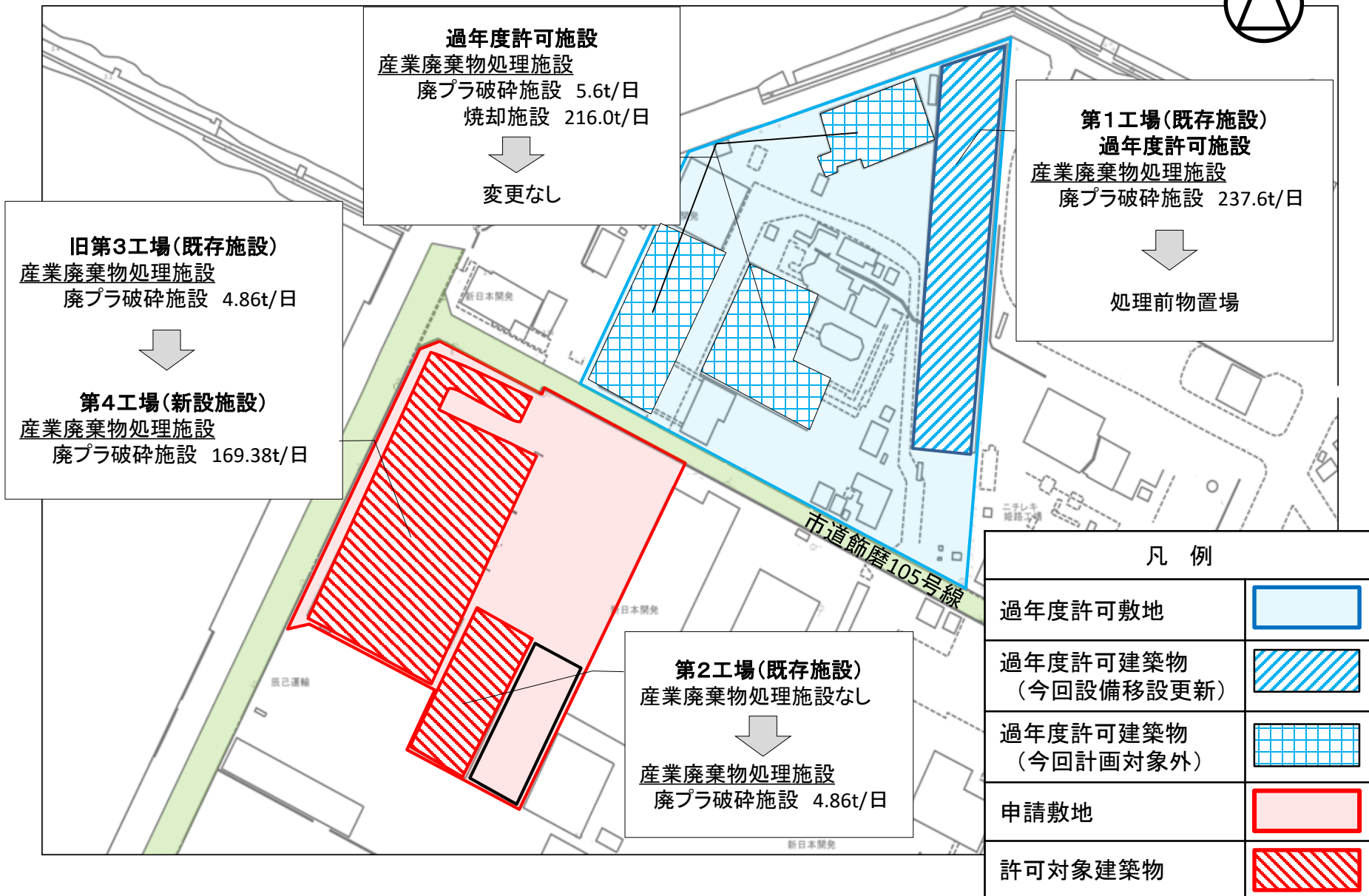
工業地：

生活環境影響調査を実施し、周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について支障がないと認められる廃棄物処理施設等については、その土地利用を図ります。

廃棄物処理施設の概要(現状)



廃棄物処理施設の概要(計画)



凡例	
過年度許可敷地	
過年度許可建築物 (今回設備移設更新)	
過年度許可建築物 (今回計画対象外)	
申請敷地	
許可対象建築物	

配置図



搬出路

搬入路

市道飾磨105号
幅員約6.5m
～8m

処理後物置場

処理前物・
コンテナ
置場

第4工場

産業廃棄物処理施設
廃プラ破碎施設
169.38t/日




市道飾磨106号
幅員約10m

第2工場

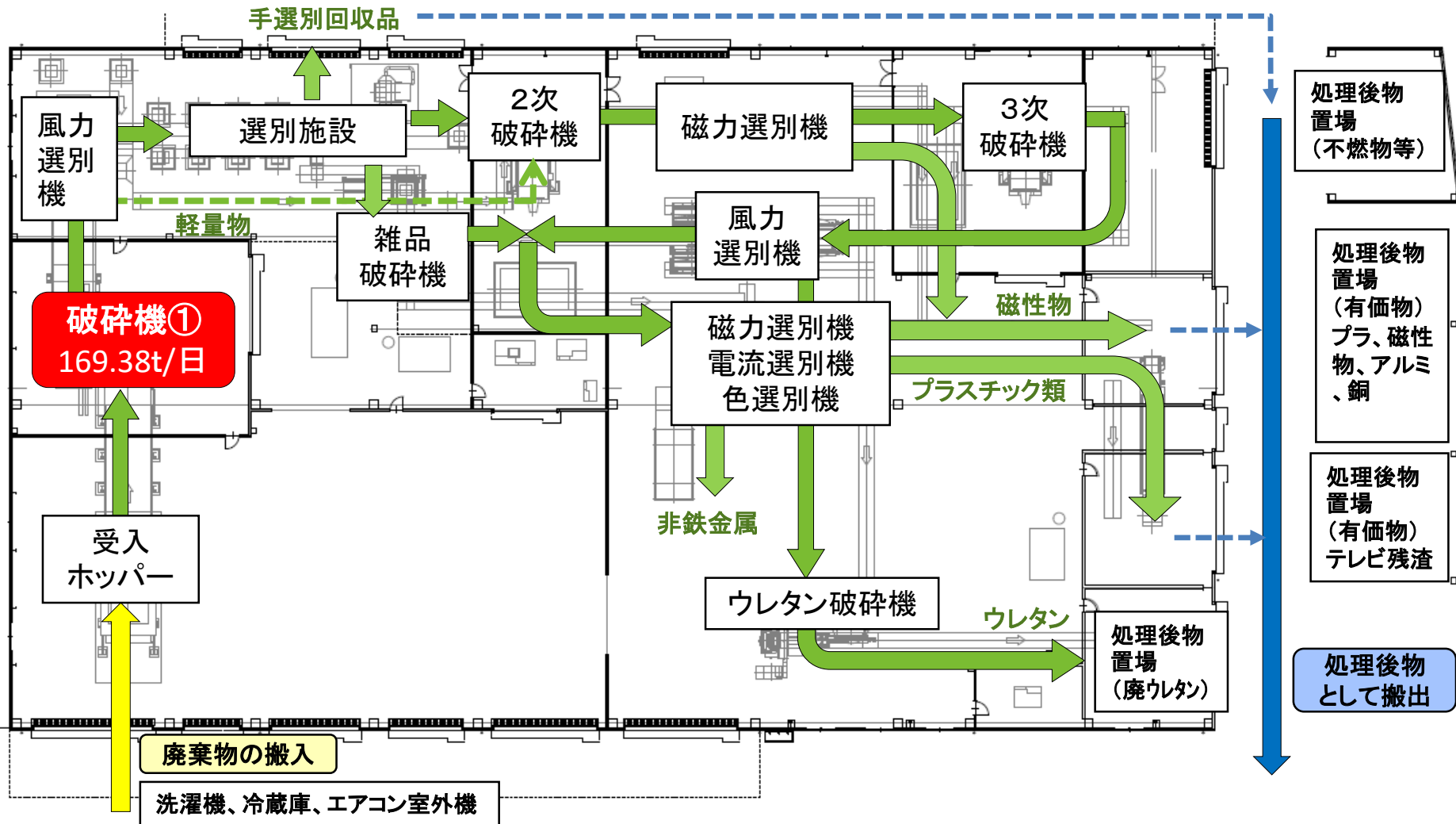
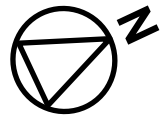
産業廃棄物処理施
廃プラ破碎施設 4.86t/日

第2工場

新第3工場

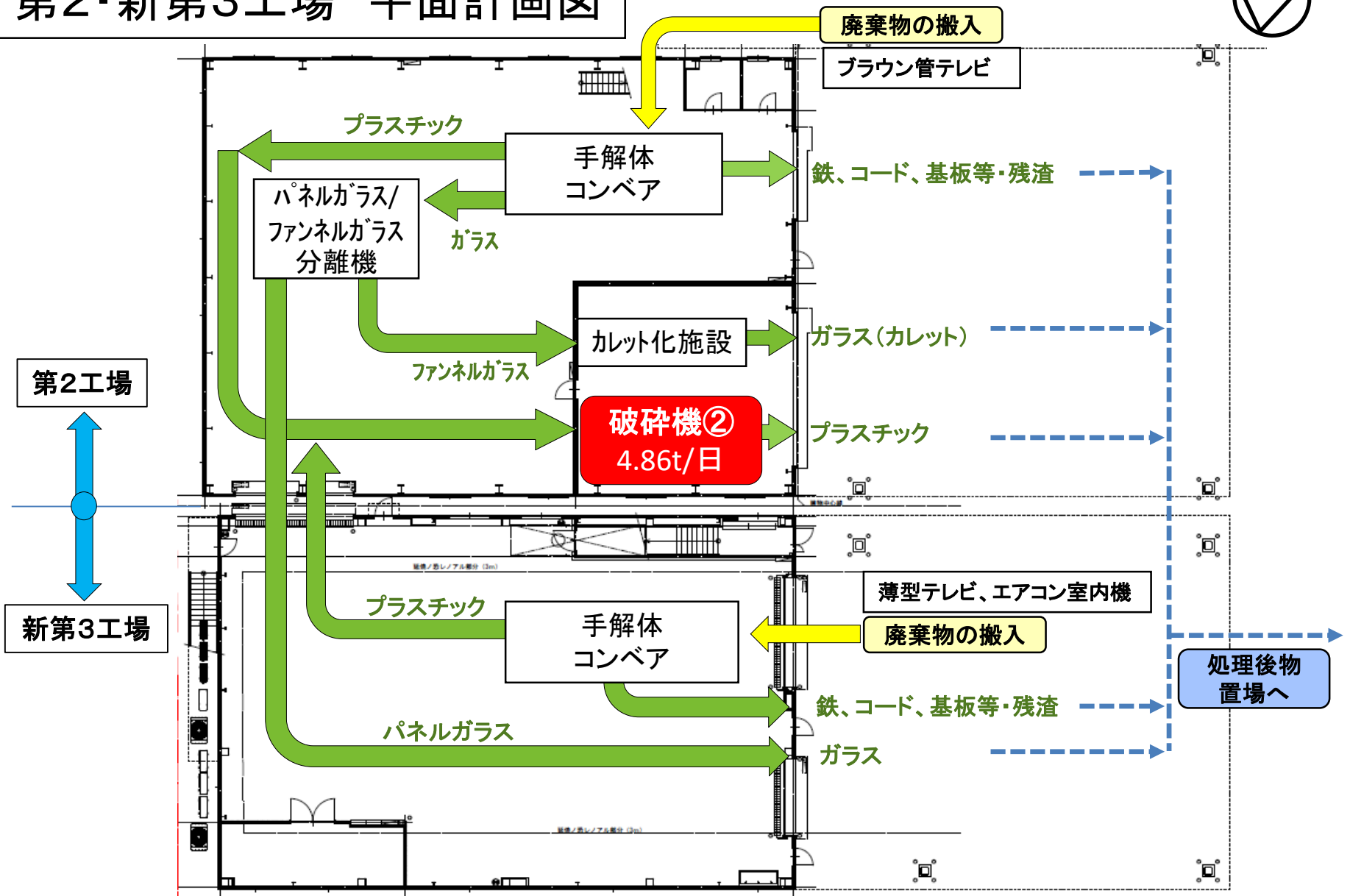
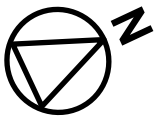
-  ... 許可対象建築物
-  ... 許可対象外建築物
-  ... 既存建築物

第4工場 平面計画図



産廃処理設備
← (Yellow): 処理前物の流れ
← (Green): 廃棄物の流れ
← (Blue): 処理後物の流れ

第2・新第3工場 平面計画図



第2工場

新第3工場

廃棄物の搬入

ブラウン管テレビ

パネルガラス/
ファンネルガラス
分離機

手解体
コンベア

カレット化施設

破砕機②
4.86t/日

手解体
コンベア

薄型テレビ、エアコン室内機

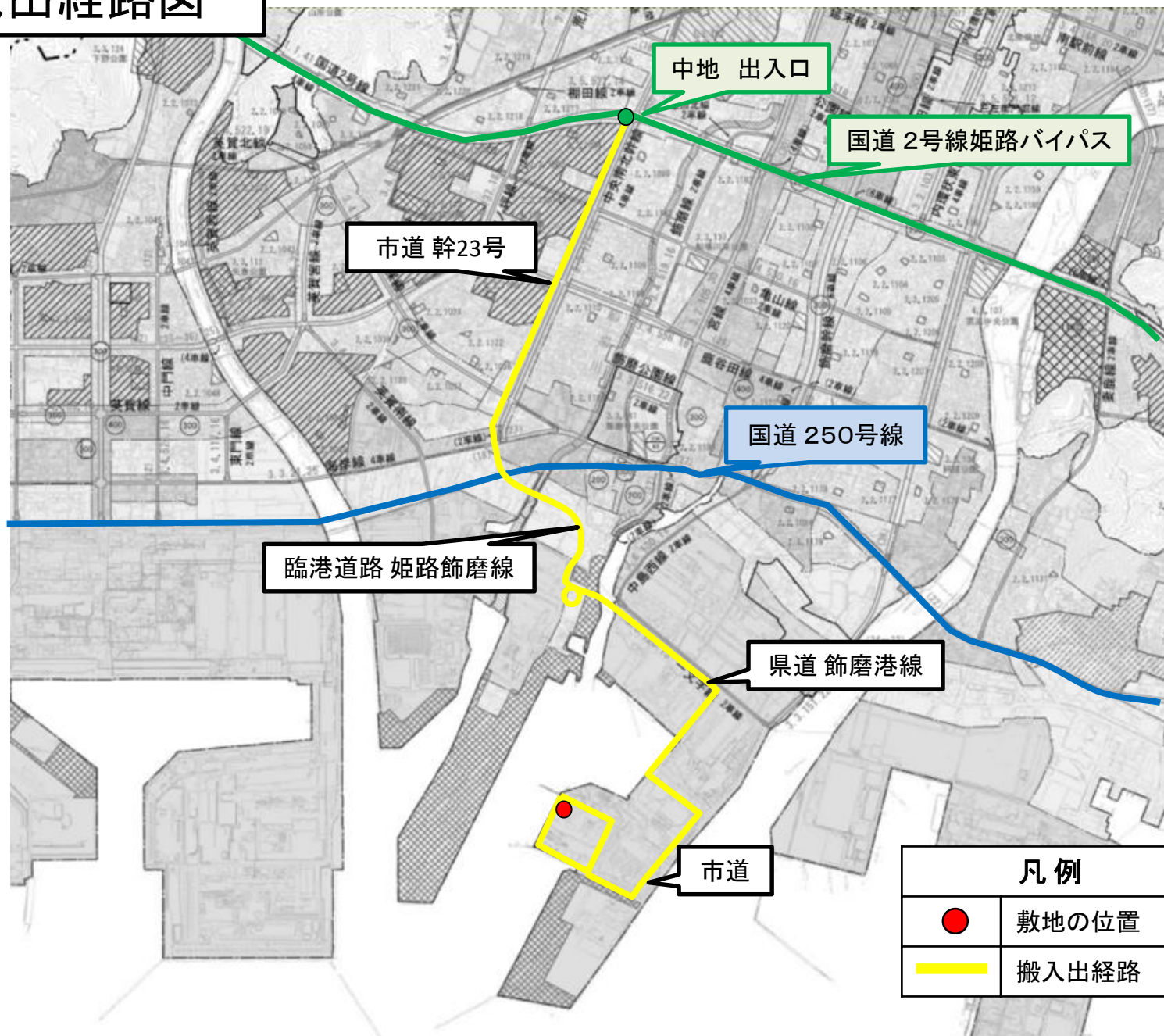
廃棄物の搬入

処理後物
置場へ

産廃処理設備

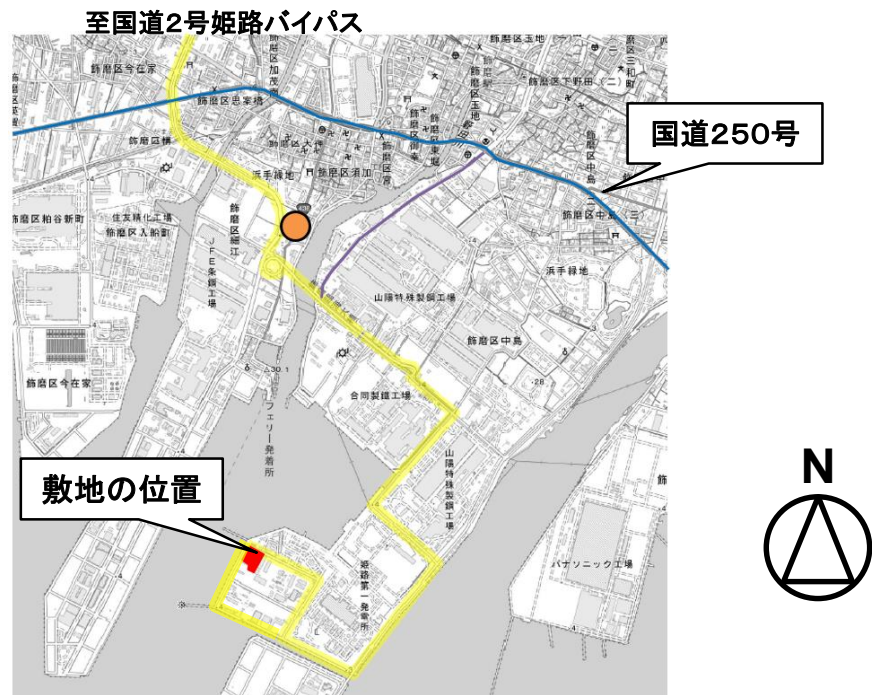
← (Yellow) : 処理前物の流れ ← (Green) : 廃棄物の流れ ← (Blue) : 処理後物の流れ

搬入出経路図



生活環境影響調査 車両走行

凡例	
●	調査地点
■	搬入出経路



運搬車両走行に伴う影響 ◇ 搬入出時間8時から21時まで

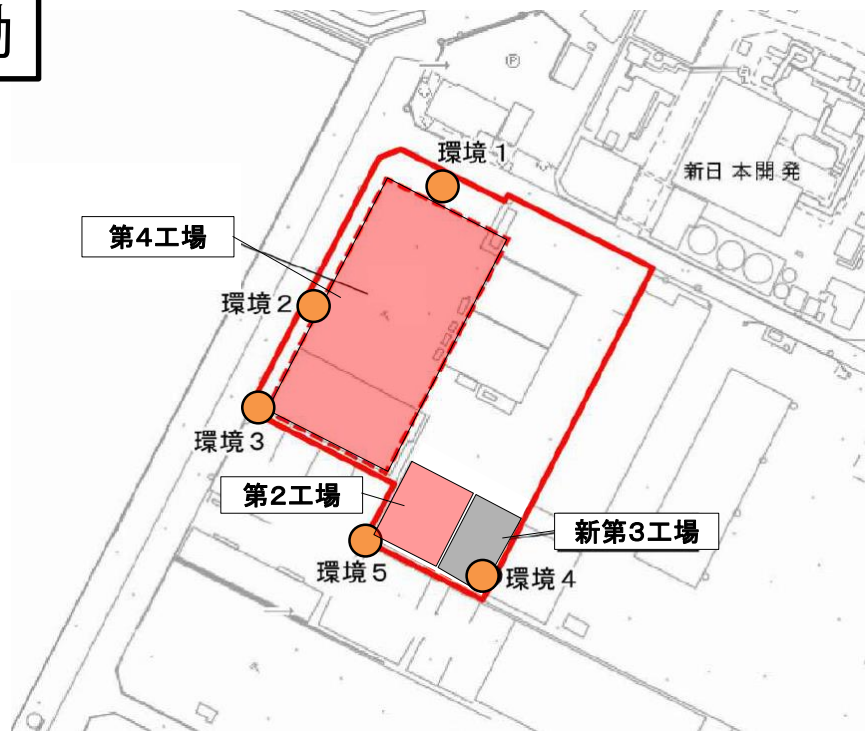
調査項目		規制基準	現状値	予測値	評価
振動	昼間 (8～19時)	70dB	43dB	43dB	○
	夜間 (19～8時)	65dB	31dB	31dB	○
騒音	昼間 (6～22時)	65dB	65dB	65dB	○
大気質	二酸化窒素	0.06ppm	0.022ppm ※1	0.024ppm	○
	浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³	0.028mg/m ³ ※1	0.033mg/m ³	○

※1 飾磨測定局 R3測定値

生活環境影響調査 施設稼働



凡例	
●	調査地点
—	計画敷地



施設稼働に伴う影響

調査項目		規制基準	現状値	予測値	評価
振動	昼間 (8時～19時)	65dB	38dB	55dB	○
	夜間 (19時～8時)	60dB	33dB	55dB	○
騒音	昼間 (6時～22時)	70dB	62dB	62dB	○
	夜間 (22時～6時)	60dB	56dB	60dB	○

※数値は各調査項目で最大値を示す

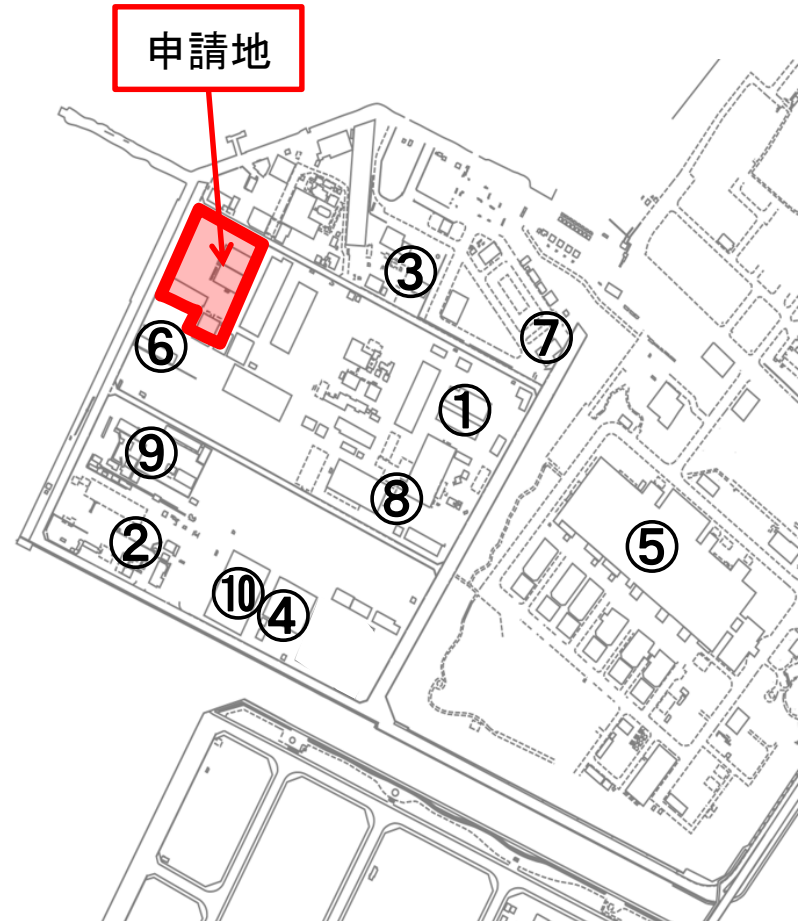
地元への説明

「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき近隣説明会を実施

・令和5年3月20日～31日 説明会広告期間
申請地周辺の事業者(10社)には個別訪問のうえ周知。
地元自治会会館前ほか11箇所に掲示。

・令和5年3月31日 説明会開催
事業計画について説明
出席者は地元自治会役員及び住民18名
反対意見なし。

・説明会開催後21日間 意見書の提出期間
意見書の提出が無かったため、合意形成が図られたと判断



都市計画上支障がない判断

1. 都市計画の整合

(1) 都市計画マスタープラン

姫路市都市計画マスタープランにおいて、工業地に位置しており、土地利用方針に整合している。

(2) 土地利用の位置付け

当該敷地は、工業の利便の増進する工業地で、住宅等との混在を防止するための用途地域である「工業専用地域」内である。

2. 生活環境への影響

生活環境影響調査を実施し、運搬車両及び施設稼働による影響とも基準値以下の結果であり、周辺及び生活環境への影響は少ない。

3. 地元への説明

「姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく地元説明により意見書の提出がなく合意形成が図れている。